

京都地方税機構事務局設置条例

平成21年 8 月19日
京都地方税機構条例第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第158条第 1 項の規定により、広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。